様式　１０　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格Ａ列４番）

香　川　県　証　紙　欄

（消印してはならない。）

（消印してはならない。）

**開発行為変更許可申請書**

年　　月　　日

香川県知事　　　　　　　　　　　　殿

申請者　住　　所

　　　　氏　　名

　　　　法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号（　　　）　　―

都市計画法第35条の２第１項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開発行為の変更の概要 |  | 変更前 | 変更後 |
| １ | 開発区域に含まれる地域の名称 |  |  |
| ２ | 開発区域の面積 | ㎡　 | ㎡　 |
| ３ | 予定建築物等の用途 |  |  |
| ４ | 工事施行者の住所及び氏名 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 |  |  |
| ５ | その他 |  |  |
| 開発許可の年月日及び番号 | 　　　　　年　　　月　　　日　　　第　　　号 |
| 変更の理由 |  |
| ※ | 変更許可の年月日及び番号  | 　　　　　年　　　月　　　日　　　第　　　号 |

注１　※印欄は、記載しないでください。

　２　記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

　３　この申請に必要な手数料(香川県証紙)は、裏面を参照してください。

手数料の納付は証紙によりますが、手数料が２０万円を超える場合に限り納入通知書によることもできるので、所轄土木事務所（小豆管内にあっては小豆総合事務所、直島町にあっては本庁建築指導課。）にて手続きをとってください。

４　変更前及び変更後の図書を添付して変更内容を対比させてください。

（裏面）

**開発行為変更許可申請手数料**

|  |
| --- |
|  |
| （１） | 既に許可を受けた区域に変更なく、　 設計の変更を行う場合 | 　下表規定額×1/10 |
| （２） |  区域の増を伴い、かつ、設計の変更 を行う場合 （（３）の場合を除く） | 　変更前の区域　面積に応ずる×1/10 ＋　 | 　 増面積に　 応ずる下　 表規定額 |
| 　合計額が９５万円を超えるときは　　　　　　　　　９５０，０００円 |
| （３） | 　 区域の増に伴い設計の変更があるが、　 変更の理由が新たな土地の編入に起　 因するもの | 　増面積に応ずる下表規定額 |
| （４） | 　 区域の縮小に伴い設計の変更を行う　 場合 | 　縮小後の面積に応ずる下表規定額×1/10　 |
| （５） |  そ の 他  | 　　　　　　　　　　　 １０，０００円 |
| 開発区域の規模 | 自己の居住用 | 自己の業務用 | そ　の　他 |
| 　　　　　　 ０.１ha未満  | 　　　 ９，４００円 | 　　１４，０００円 | 　　９４，０００円 |
|  ０.１ha以上　０.３ha未満 | 　　 ２３，０００円 | 　　３３，０００円 | 　１４０，０００円 |
|  ０.３ha以上　０.６ha未満 | 　 　４７，０００円 | 　　７０，０００円 | 　２１０，０００円 |
|  ０.６ha以上　１.０ha未満 | 　 　９４，０００円 | 　１３０，０００円 | 　２８０，０００円 |
|  １.０ha以上　３.０ha未満 | 　 １４０，０００円 | 　２２０，０００円 | 　４２０，０００円 |
|  ３.０ha以上　６.０ha未満 |  　１９０，０００円 | 　２９０，０００円 | 　５５０，０００円 |
|  ６.０ha以上１０.０ha未満 |  　２３０，０００円 | 　３７０，０００円 | 　７１０，０００円 |
| １０.０ha以上　 | 　 ３３０，０００円 | 　５１０，０００円 | 　９５０，０００円 |

注　「香川県使用料、手数料条例(平成１２年４月１日改正）」に基づくものであり、条例改正により手数料金額等が変わることがありますので注意してください。